

四日市市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第41号

四日市市理容師法施行細則の一部を改正する規則

四日市市理容師法施行細則（平成20年四日市市規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（洗髪設備）</u></p> <p><u>第9条 条例第4条第8号ただし書に規定する市長が衛生上支障がないものとして認めた場合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 頭髪の刈込等を行わないため、作業に伴って毛髪等が生じないと認められる場合</u></p> <p><u>（2） 洗髪設備以外の適切な設備等により、作業に伴って生じる毛髪等が衛生的に処理できると認められる場合</u></p> <p><u>（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が衛生上支障がないと認められる場合</u></p>	
<p><u>第10条</u> （略）</p>	<p><u>第9条</u> （略）</p>
<p><u>第11条</u> （略）</p>	<p><u>第10条</u> （略）</p>
<p><u>（補則）</u></p> <p><u>第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)